

小型船舶操縦免許証(更新講習及び失効講習)のご案内



656-0023 洲本市小路谷字古茂江 1276 番地
 サントピアマリーナ株式会社
 TEL 0799-24-0401
 FAX 0799-24-4591

有効期限日が令和8年6月22日～令和9年6月21日までであれば、令和8年6月21日(日)に開催する小型船舶操縦免許証更新講習の対象の方です。
 又同時に失効講習も行いますのでこの機会に有効期限を過ぎて失効された方は復帰してください。
 通知が届きましたら各自有効期限を確かめて早めにお申し込み下さい。
 サントピアマリーナでは1年に3回(3月・6月・11月)更新講習を開催しています。
 更新は有効期限の1年前からできますので、早く受けても次の有効期限は同じです。
 既に他の場所で更新を終了された方は新しい免状のコピーをFAXか郵送でお送り下さい。
 次回の更新通知データに入力しておきます。

記

更新講習 令和8年6月21日(日) 13:30～14:30(定員25名、先着順)
 失効講習 令和8年6月21日(日) 13:30～16:30(定員5名、先着順)
 講習場所 サントピアマリーナ2F会議室
 更新講習申込締切 講習10日前、令和7年6月11(木)又は定員で締め切ります。
 お問い合わせ又は申込先 洲本市小路谷 1276 サントピアマリーナ(株) ☎ 0799-24-0401
申し込みは書類のみで、お電話での申し込みは受け付けません

締切日までに提出するもの	通常	免状紛失者	本籍変更者	氏名変更者	免状失効者
1. 受講申込書(裏面に記入)	1枚	1枚	1枚	1枚	1枚
2. 証明写真(縦45mm×横35mm)	2枚	2枚	2枚	2枚	2枚
3. 免許証コピー(申込書に貼付)	1通	—	1通	1通	1通
4. その他		減失願末書 車免許コピー	本籍地記載 住民票	本籍地記載 住民票	旧免状の方は 本籍地住民票
講習会当日必要なもの	① 小型船舶操縦免許証 ② 更新講習費 14,000円 失効講習費 22,000円				

注意: 小型船舶操縦免許証に記載されている住所から住所変更されていれば、住民票は必要です。
住所が記載されていない旧免状の場合も住民票(本籍地記載)は必要です。
 写真は最近3ヶ月以内の無背景写真で、裏面に氏名と生年月日をご記入してください。
 ☞船舶免状を紛失された方は免許証番号と有効期限をご自分で下記電話番号にお問合せ下さい。
 船舶免状お問合せ先: 078-321-7053(神戸運輸監理部 海技資格課)

小型船舶操縦免許証（更新講習・失効講習）受講申込書

（一財）日本船舶職員養成協会近畿 殿

サントピアマリーナ株式会社 殿

申込者氏名： _____

受講日 6月21日（日）

住民票記載の現住所

自宅 ☎ _____

〒 -

携帯 ☎ _____

申込者住所： _____

下枠に船舶免許証^レを貼付け写真2枚を添付して（更新・失効）講習の受講を申し込みます。

枠内に操縦免許証（写真のある面）の^レを添付又は直接^レして下さい。氏名・生年月日・本籍地・免許番号及び有効期限をはっきりと確認できる状態で^レして下さい。免許紛失者は下記にご記入下さい。

氏 名 _____

生年月日（昭和・平成） 年 _____ 月 _____ 日

本籍地 _____（都・道・府・県）

免許番号 第 _____ 号

有効期限（昭和・平成） 年 _____ 月 _____ 日

免許番号等が不明の方は下記電話番号にお問合せ下さい。

神戸運輸管理部海技資格課 TEL: 078-321-7053

◎ 変更事項があれば記入

本籍変更

_____ 県・府 から

_____ 県・府 へ

氏名変更

旧氏名 _____

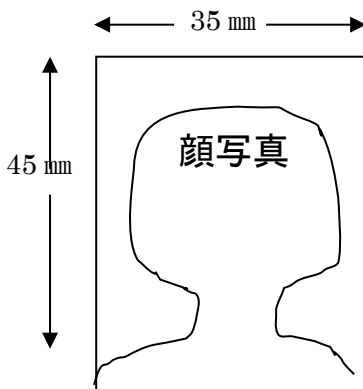
フリガナ

新氏名 _____

本籍地変更・氏名変更の場合は本籍地記載の住民票を添付してください。

※注 以下の利用目的の達成に必要な範囲で受講申込書に記載された申込者に係る個人情報を使用し、その情報は厳重に管理します。

- ① お客様へのサービスの提供及びそれらに付随する諸対応
- ② お客様から寄せられたお問い合わせなどに対する回答
- ③ 免許更新の手続き及び更新講習、失効講習その他講習に関する情報や特別な企画に関する情報の案内
- ④ お客様が希望するサービスなどをお伺いするためのアンケートの実施
- ⑤ 艇置、レンタルボートクラブ等の案内状の発送



この大きさの顔写真が2枚必要です

無帽、無背景、3か月以内に写したもの

小さい写真、古い写真は海運局で拒否されますので注意！

※写真の裏側に、お名前と生年月日を記入して下さい。